

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 中津川三峰口停車場線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
秩父市中津川字向山一〇六番二地 先から同市中津川字向山一〇五番 二地先まで			区 間
六・〇〇	一一・三三六から 一六・二六まで	敷地の幅員 (メートル)	
一〇二・〇〇	一一三・〇〇	延長 (メートル)	
			備 考